

表4 修理基準

対 象		伝統的建造物もしくは環境物件に特定されたもの（補助）
建 築 物	位置	現状維持もしくは復原のための修理を行う。
	高さ	
	構造	
	屋根	
	外壁	
	建具	
	色彩	
	設備機器等	原則として、道路・公園・広場などから望見できない場所へ設置する。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、伝統的建造物と調和する仕上げ、着色もしくは目隠し等により外観上目立たないようにする。
工作物（塀、門、祠、井戸等）		現状維持もしくは復原のための修理を行う。
環境物件（樹木、水路跡等）		現状維持もしくは復原のための復旧を行う。